

建設業法第29条の2第1項に基づく許可の取消し  
(建築工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実

営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定に基づき、兵庫県公報によりその事実を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。

兵庫県告示第 1054 号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（砂防計画）
- 2 作業期間  
平成19年7月27日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市兵庫区烏原町、天王町及び平野町地内

兵庫県告示第 1055 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
阿 万 吹 上	南あわじ市		阿万吹上町	西の庄	670番の一部、672番から676番までの各一部、679番の一部、700番の一部、702番の一部、706番の一部、707番1の一部、707番2の一部、700番地先の道路敷の一部
				東の庄	752番1の一部、753番の一部、754番の一部、786番の一部
				福井原	784番の一部
				長尾山	704番の一部、1528番1の一部、1528番2、1528番3の一部、1528番5、1528番8、1528番9の一部、1528番10の一部、1528番12
福 良 本 町	南あわじ市		福 良	越木谷	甲1155番1の一部、甲1155番3の一部
				堀 切	甲1168番1の一部、甲1170番2の一部、甲1171番、甲1172番の一部、甲1173番1の一部
				新 道	甲1305番1の一部、甲1305番2の一部、

				天神山	甲1305番5の一部、甲1305番7、甲1305番8、甲1305番10、甲1305番11、甲1306番1から甲1306番4、甲1307番1の一部、甲1307番2、甲1308番1の一部、甲1308番2の一部、甲1305番1から甲1305番7に至る地先の道路敷の一部 甲1517番4の一部
--	--	--	--	-----	---

## 公 告

## 寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 氏名及び住所

森島征夫  
西宮市

## 2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

## 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 申請のあった年月日 平成19年9月28日

## 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人日本療術研究会
- (2) 代表者の氏名 森口敏男
- (3) 主たる事務所の所在地 宝塚すみれガ丘2丁目3番1-405号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、手技による施術の療法を中心とする医療文化を愛する一般市民に対して、手技による施術の療法を中心とする医療文化に関する調査研究及び提言、講演会及び交流会等普及・啓発活動、情報提供を行い、もって一般市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生

活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マルナカ東浦店  
所在地 淡路市久留麻27-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社マルナカ  
代表者の氏名 中山芳彦  
住所 香川県高松市円座町1001番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社マルナカ  
代表者の氏名 中山芳彦  
住所 香川県高松市円座町1001番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年5月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,314平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
224台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
127台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
112.5平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
57.8立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 翌午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口4箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで
- 8 届出年月日  
平成19年9月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
  - (2) 縦覧期間  
平成19年10月16日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年2月18日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月16日

東播磨県民局長 大鳥 裕 士

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) 大久保駅北側商業施設  
所在地 明石市大久保町大窪字角田295
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社  
法人の代表者の氏名 藤 本 昭  
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年5月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,619平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
63台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
132台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
72平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
18.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間	

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成19年9月27日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成19年10月16日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年 2 月18日

提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月16日

淡路県民局長 原 田 一 二 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ洲本店

所在地 洲本市港2-2外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社マルナカ

代表者の氏名 中 山 芳 彦

住所 香川県高松市円座町1001番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称 株式会社マルナカ

代表者の氏名 中 山 芳 彦

住所 香川県高松市円座町1001番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年 5 月29日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,047平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

83台

(2) 駐輪場の収容台数

60台

(3) 荷さばき施設の面積

68.6平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

23.45立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルナカ	午前9時	翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで
- 8 届出年月日  
平成19年9月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び淡路県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年10月16日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年2月18日  
提出先 淡路県民局県土整備部まちづくり課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 イオンモール伊丹テラス  
所在地 伊丹市藤ノ木1丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表者の氏名 上原治也  
住所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の名称
- (1) 変更前  
ダイヤモンドシティテラス
- (2) 変更後  
イオンモール伊丹テラス
- 4 変更年月日  
平成19年9月22日
- 5 届出年月日  
平成19年9月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年10月16日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成20年2月18日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年10月16日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエー西宮店

所在地 西宮市林田町51-1

#### 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 中央三井信託銀行株式会社

代表者の氏名 田辺 和夫

住所 東京都港区芝三丁目33番1号

#### 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

##### (1) 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	蓮見 敏 男	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社マリオン	加島 美 芳	大阪市淀川区塚本1-1-15
ほか4者		

##### (2) 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ダイエー	西見 徹	神戸市中央区港島中町4丁目1番1
株式会社ニューマリオン	加島 芳 博	大阪市淀川区塚本1-1-15
株式会社ミドリ電化	木谷 雅彦	尼崎市潮江1-1-50
株式会社ロベリア	玉置 知彦	東京都江東区越中島2-1-38
株式会社ロベルト	金本 邦益	東京都江東区木場5丁目6番35号
株式会社ニッセン	片山 利雄	京都市南区吉祥院這登中町18番地
株式会社アシーネ	石井 仁	東京都台東区北上野2-6-4
株式会社プラザクリエイティブイメージング	大島 康 広	東京都千代田区九段南4-7-13
ほか4者		

#### 4 変更年月日

平成18年10月6日ほか

#### 5 届出年月日

平成19年10月1日

#### 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

##### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

##### (2) 縦覧期間

平成19年10月16日から4月間

#### 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年2月18日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月16日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

ICTスクールコンピューター一式(賃貸借)

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成20年1月8日から平成25年1月7日(5年間)

(4) 設置場所

東灘高等学校ほか計164箇所

(仕様書に記載の設置場所のとおり)

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 石上

電話 (078) 341-7711 内線 4937

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年10月16日(火)から同月30日(火)まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年11月26日(月) 午後1時30分 兵庫県西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年11月22日(木)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。



## (5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年10月16日（火）午前9時から同月30日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年11月16日（金）午前9時から同月26日（月）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

## 4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。

## ア 受付期間

平成19年10月17日（水）から同年11月9日（金）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成19年11月7日（水）から同月9日（金）、毎日午前8時から午後10時（日曜日を除く。ただし、11月9日（金）は午後4時までにとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成19年11月16日（金）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

## 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月22日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年12月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

ICT School Computer System 1 Set (Lease)

(3) Lease period : January 8, 2008-January7, 2013

(4) Lease place :

Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School (50 Fukaehamacho Higashinada--ku Kobe Hyogo Prefecture) and 164 other places (as specified in the tender documentation)

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 October 30, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30 November 26, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;  
17:00 November 22, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Ishigami, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
TEL (078) 341-7711 extension 4937

~~~~~  
入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年10月16日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムに係る県サーバー等機器一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成20年2月12日から平成25年2月28日（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県庁2号館及び旅券事務所（業務端末1台のみ）

（詳細は別途指定する）

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局管理課 担当 石上  
電話 (078) 341-7711 内線 4937
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成19年10月16日（火）から同月30日（火）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）  
毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成19年11月26日（月） 午後2時30分 兵庫県西館1階 大入札室
- (4) 入札書の提出期限  
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年11月22日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札  
本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。  
ア 申込書の提出は、平成19年10月16日（火）午前9時から同月30日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。  
イ 電子入札は、平成19年11月16日（金）午前9時から同月26日（月）午後2時30分までに行うこと。  
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

## 4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により提出書類を持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出し、事前に協議すること。  
ア 受付期間  
平成19年10月17日（水）から同年11月9日（金）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日、祝日を除く。）、毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）  
なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成19年11月7日（水）から同月9日（金）、毎日午前8時から午後10時（日曜日を除く。ただし、11月9日（金）は午後4時までにとする。）の間に提出すること。  
イ 受付場所 前記3(1)に同じ。  
ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成19年11月16日（金）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年11月22日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年12月上旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased :  
Lease of network server and other computer devices for the Hyogo Prefecture  
Basic Residential Registers (1 set)
- (3) Lease period : February 12, 2008-February 28, 2013
- (4) Lease place :  
2nd Building of Hyogo Prefectural Government and Passport Office (Only one computer device)  
(Details of installation features are separately specified. )
- (5) Deadline for the submission of tender application forms :  
16:00 October 30, 2007
- (6) Deadline for tender :  
14:30 November 26, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;  
17:00 November 22, 2007 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice :  
Mr. Ishigami, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo  
Prefecture 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
TEL (078) 341-7711 extension 4937

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成19年10月16日

契約担当者  
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
県庁WANパソコン等（地方機関分）一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年9月25日
- 4 落札者の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社兵庫支店  
神戸市中央区小野柄通4丁目1-14
- 5 落札金額  
1,002,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成19年8月14日

**人事委員会公告**

**身体に障害のある人を対象とした兵庫県職員採用選考試験の実施**  
身体に障害のある人を対象とした兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。  
平成19年10月16日

兵庫県人事委員会

- 1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

選 考 職 種	採 用 予 定 人 員	勤 務 先

事務職（初級）	3名程度	1 本庁各課、地方機関等 2 県立高等学校、教育委員会事務局等 3 県下（神戸市を除く）の市町立小中学校等
---------	------	---

## 2 受験資格

次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者  
（平成20年4月1日現在で18歳から30歳までの者）
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県下の市町立小中学校等勤務のみを希望する者を除く）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

## 3 試験日及び試験地

平成19年11月21日（水）

神戸市内及び姫路市内において行う。

なお、応募が多い場合は、11月21日（水）に1次試験として教養試験、論文試験を実施し、受験票で指定する日に1次試験合格者に対し、2次試験として口述試験を行い、最終合格者を決定する。

## 4 試験方法及び内容

- (1) 教養試験  
高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める）。
- (2) 論文試験  
一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得性、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験も認める）。
- (3) 口述試験  
個別面接の方法により行う。

## 5 合格者の発表

平成19年12月7日（金） 午後3時

人事委員会事務局において掲示するとともに、受験者全員に郵送により通知する。

## 6 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書は、人事委員会事務局、各県民局等で配布する。  
郵送を希望する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角2号封筒）を同封のうえ、「身体障害者請求」と朱書き、人事委員会事務局へ請求すること。  
また、インターネットの兵庫県ホームページ（採用試験のページ）でも受験申込書の配布を行う。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)
- (2) 受験申込み
  - ア インターネットの場合  
「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は申し込み受け付け後、11月中旬に発行する。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3\\_649.html](http://web.pref.hyogo.jp/pref/cate3_649.html)
  - イ 郵送・持参の場合  
申込書に必要事項を記入し、所定欄に写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）をはり、人事委員会事務局（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）へ提出すること。受験票は申し込み受け付け後、11月中旬に発送する。
- (3) 受付期間は、インターネットの場合は平成19年10月18日（木）午前9時から同月29日（月）午後5時まで、郵送の場合は平成19年10月18日（木）から同年11月2日（金）（必着）まで、及び持参の場合は平成19年10月18日（木）から同年11月7日（水）までとする（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。  
持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。  
なお、インターネットの場合は平成19年10月29日（月）午後5時までに受信したものまで、郵送の場合

は平成19年11月2日（金）に到着したものまでを有効とする。

7 その他

この選考試験についての問い合わせは、兵庫県人事委員会事務局職員課（電話078-341-7711 内線5920、5921）あてに行うこと。

病 院 局 辞 令

平成19年9月30日付

（県立西宮病院診療部内科部長兼県立光風病院診療部内科部長）

飯 田 正 人

願により兵庫県職員を免ずる

平成19年10月1日付

西 浦 哲 雄

兵庫県職員に任命する

県立西宮病院診療部内科部長に補する

尾 家 伸 之

兵庫県職員に任命する

県立柏原病院診療部内科部長に補する

（県立こども病院参事（医療連携担当）兼部長（救急担当）・診療部小児科部長）

上 谷 良 行

県立こども病院小児救急医療センター長・小児科部長に兼ねて補する

県立こども病院部長（救急担当）兼務を免ずる

（県立こども病院部長（医療安全対策担当）兼部長（手術担当）・診療部脳神経外科部長）

長 嶋 達 也

県立こども病院小児救急医療センター脳神経外科部長に兼ねて補する

（県立こども病院部長（救急担当）付救急医療室長兼診療部アレルギー科部長）

三 好 麻 里

県立こども病院小児救急医療センター小児科部長に補する

（県立こども病院診療部小児科部長兼部長（救急担当）付救急医療室部長）

田 中 亮 二 郎

県立こども病院小児救急医療センター小児科部長に兼ねて補する

県立こども病院部長（救急担当）付救急医療室部長兼務を免ずる

（県立こども病院診療部小児外科部長）

佐 藤 志 以 樹

県立こども病院小児救急医療センター小児外科部長に兼ねて補する

市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第8号

兵庫県市町村職員退職手当組合の議会議員の退任に伴う補欠選挙を次のとおり行う。

平成19年10月16日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萊 務

1 選挙の期日

平成19年10月22日（月） 午前10時から午後3時まで

2 市町議会の議長が選挙する選挙区、選挙区の範囲、議員の数等

選挙区	選挙区の範囲	議員の数	選挙の場所	選挙長

第 2 区	洲本市、西脇市、三木市、 高砂市、小野市、加西市、 南あわじ市、淡路市、加 東市、多可郡及び加古郡	1人	三木市役所	三木市議会議長 安 居 圭 一
-------	--	----	-------	--------------------